

# 小規模事業者向け 小規模事業者持続化補助金

平成 29 年度補正予算による申請受付が開始されました。

## 小規模事業者持続化補助金の申請にあたっての留意点

(1)申請の対象となる小規模事業者とは以下の要件にあてはまる法人及び個人事業主をいいます。

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5 人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数	5 人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20 人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20 人以下

※医師・歯科医師・組合・NPO法人・一般社団法人・農事組合法人・任意団体等は補助対象者になりません。

## (2)補助金申請の流れ

上記に当てはまる小規模事業者が商工会の助言を受けて経営計画書を作成し、その経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みに対し、原則 50 万円を上限に補助金（補助率 2 / 3）が出ます。また、固定資産税ゼロの特例を措置する地方自治体に対して「先端設備等導入計画」の認定を申請する意志のある事業者、既に、生産性の向上（経営力強化）の取組を実際に行っている事業者を重点支援する観点から、平成 30 年 2 月 28 日までに「経営力向上計画」の認定を受けている事業者、事業承継に関連して 60 歳以上の事業主であって、かつ後継候補者が中心となって行う事業等は審査において加点対象となります。

STEP1 申請書・経営計画書の作成・・・計画している事業を経営計画書としてまとめます。（専用の様式が必要です）

STEP2 申請書類一式を最終締切日 **（平成 30 年 5 月 18 日：当日消印有効）** までに長野県商工会連合へ提出します。

STEP3 平成 30 年 7 月中（予定）に採択・不採択の結果が通知されます。

STEP4 採択決定後、「補助金交付決定通知書」が届きます。届いてから事業の実施に移ります。

STEP5 事業完了後、速やかに実績・完了報告書を証拠書類等とともに長野県商工会連合会に提出します。

STEP6 確定検査の後、指定口座へ補助金が入金されます。

※**審査は計画の効果（売上アップ・顧客増加・販路開拓など）や、実現可能性と計画の創意工夫による特徴（新規性・革新性・独創性）などをポイントに、専門家によって行われます。以前採択された事業所は、審査において減点の対象となります。**

※**補助金は、全て事業実施後の精算払いです。よって、申請前や審査期間中などに実施したものは補助対象外となります。あくまでも、採択後に補助金交付決定通知書が届いてから、なおかつ、経営計画に記載した期間中に実施した事業に対する費用が補助対象です。**補助対象経費は以下のとおりです。

1. 機械装置等費、2. 広報費、3. 展示会等出展費、4. 旅費、5. 開発費、6. 資料購入費、7. 雑役務費、8. 借料、9. 専門家謝金、10. 専門家旅費、11. 車両購入費（買い物弱者対策の場合のみ）、12. 委託費、13. 外注費

※自動車等車両（買い物弱者対策事業において使用するものを除く）・事務用品等の消耗品・パソコン等の汎用品や、販促に繋がらない経費は補助対象外です。